

「復興・創生に向けた行財政運営方針」の見直し（新計画の策定）について

I 運営方針の見直し

- 「復興・創生に向けた行財政運営方針」は、対象期間が今年度末で終期を迎えることから、年度内に見直す必要がある。

II これまでの経緯

- 昭和60年以降、数次にわたり「行財政改革大綱」を策定し、これに基づき県の行財政改革を実施してきた。
- しかし、東日本大震災により、行財政運営の明確な見通しや目標を立てることが困難になったため、復興・再生（創生）に向けた行財政運営の当面の考え方として、「復興・再生に向けた行財政運営方針（H24～H28）」及び「復興・創生に向けた行財政運営方針（H29～R2（※）」を策定した。
（※ 新たな総合計画策定期間の延期等を踏まえ、期間を1年間延長して対応。）

III 課題認識

- 復興・創生業務の進展に加え、新型コロナウイルス感染症、大規模災害、デジタル変革(DX)、働き方改革の取組等、行財政運営に関する新たな行政需要や大きな状況変化が生じており、現運営方針はこれらの現状を反映しきれていない、また数値目標がなく進行管理が困難、などの課題がある。

IV 新計画策定の考え方（案）

- 上記の課題等を踏まえ、以下の考え方により、現運営方針の見直し（新計画の策定）を進めたい。

1 内容

- 第2期復興・創生期間の計画であり、現運営方針との継続性を確保するとともに、新たな総合計画との連動を図る。
- 復興・創生に限定せず、上記の新たな行政需要や大きな状況変化を反映させる。

2 期間

- 現運営方針との継続性を踏まえ、第2期復興・創生期間の終期に合わせて、令和7年度末まで（4年間）とする。

3 指標

- 計画の進捗状況を客観的に把握する必要があるため、「指標」を設定する。